

添付法令資料 4 :

住宅の二次資金調達事業に関する 2018 年 3 月 27 日付インドネシア共和国
金融サービス庁規則 No.4/POJK.05/2018 (目次)

同月 29 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 組織 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 事業の実施
 - 第 1 節 事業活動 (第 8 条ないし第 12 条)
 - 第 2 節 資金調達源 (第 13 条)
 - 第 3 節 直接参与 (第 14 条)
- 第 4 章 健全性等級
 - 第 1 節 流動性 (第 15 条)
 - 第 2 節 資本 (第 16 条)
 - 第 3 節 資産の品質 (第 17 条及び第 18 条)
 - 第 4 節 資産損失引当金及び減損損失準備金 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 5 章 良好なコーポレート・ガバナンス (第 21 条ないし第 23 条)
- 第 6 章 リスク管理 (第 24 条ないし第 26 条)
- 第 7 章 報告
 - 第 1 節 年次財務諸表 (第 27 条)
 - 第 2 節 月次報告 (第 28 条)
 - 第 3 節 良好なコーポレート・ガバナンスの適用報告 (第 29 条)
 - 第 4 節 リスク等級評価 (第 30 条)
 - 第 5 節 年間事業計画報告 (第 31 条)
 - 第 6 節 定款変更 (第 32 条)
 - 第 7 節 取締役、監査役会及びシャリーア監督委員会の変更 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 8 節 所在地変更 (第 35 条及び第 36 条)
- 第 8 章 禁止 (第 37 条)
- 第 9 章 検査 (第 38 条及び第 39 条)
- 第 10 章 遵守計画 (第 40 条)
- 第 11 章 行政処分 (第 41 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 42 条)
- 第 13 章 終則 (第 43 条及び第 44 条)